

# すかがわ統計月報 4年7月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609  
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

## 管内の雇用情勢(令和4年6月内容。パートを含む)

### 求人倍率



#### ■新規求人倍率 1.71倍(対前年同月比0.13ポイント低下、対前月比0.01ポイント上昇)

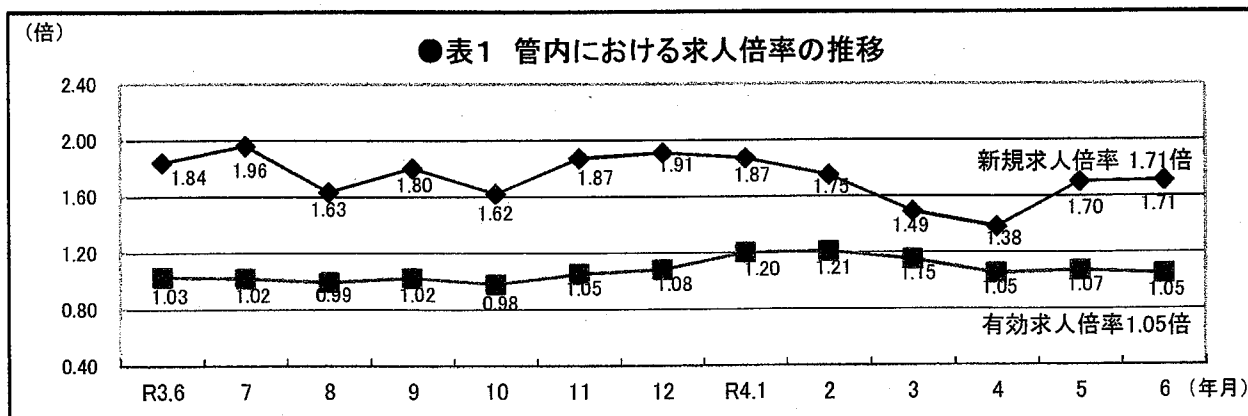
6月の新たな求職申込みは404件、求人申込みは691人分でした。  
 これは、1件の求職申込みに対し1.71人分の求人が申し込まれたこととなります。

※新規求人倍率: 新規求人数 / 新規求職者数  
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

#### ■有効求人倍率 1.05倍(対前年同月比0.02ポイント上昇、対前月比0.02ポイント低下)

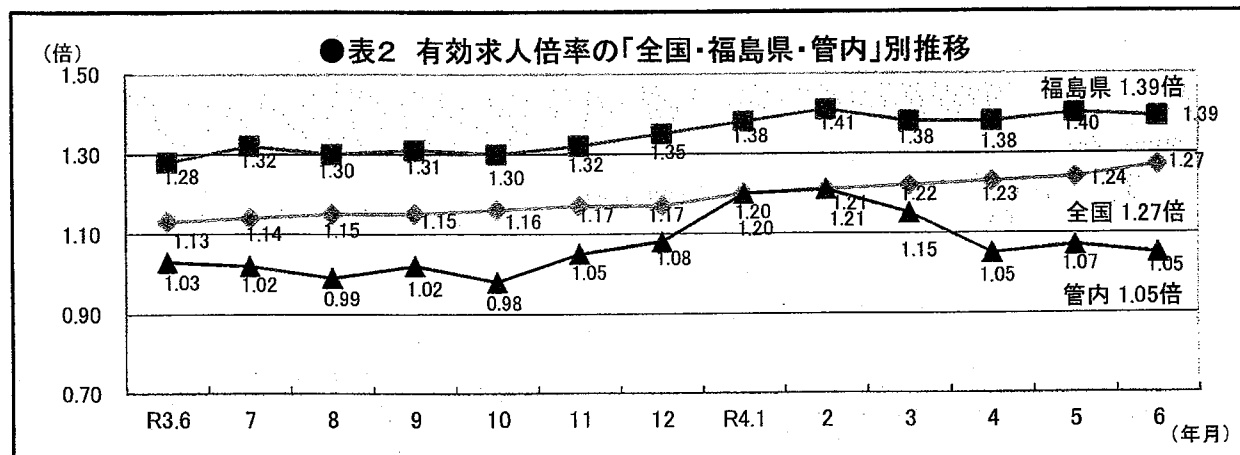
5月から引き続き求職している方と6月に新たに求職申込みした方の合計が1,912人であったのに対し、5月から繰り越された求人と6月に新たに申し込まれた求人の合計は2,000人でした。  
 これは、1人の求職者に対し1.05人分の求人となります。

※有効求人倍率: 有効求人数 / 有効求職者数  
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



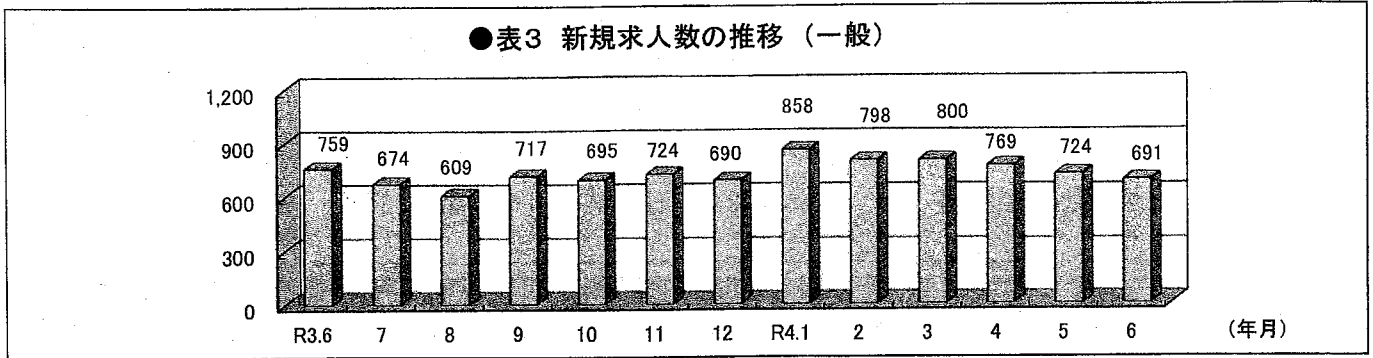
- 有効求人倍率 【全 国】1.27倍(対前年同月比0.14ポイント上昇、対前月比0.03ポイント上昇)
- 【福島県】1.39倍(対前年同月比0.11ポイント上昇、対前月比0.01ポイント低下)
- 【管 内】1.05倍(対前年同月比0.02ポイント上昇、対前月比0.02ポイント低下)

※なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



# 求人

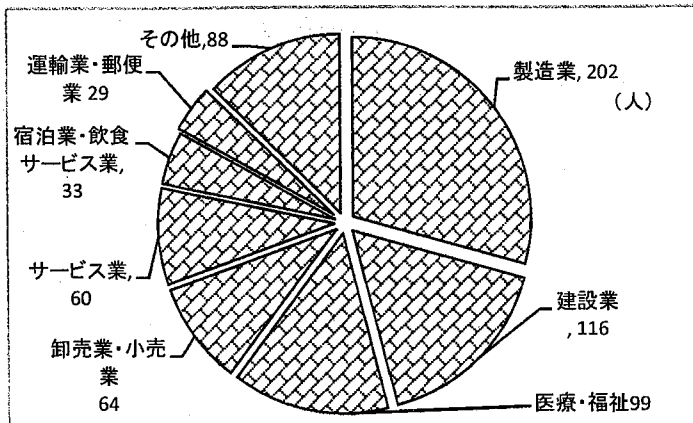
■新規求人数 691人(対前年同月比9.0%減、対前月比4.6%減)(表3)



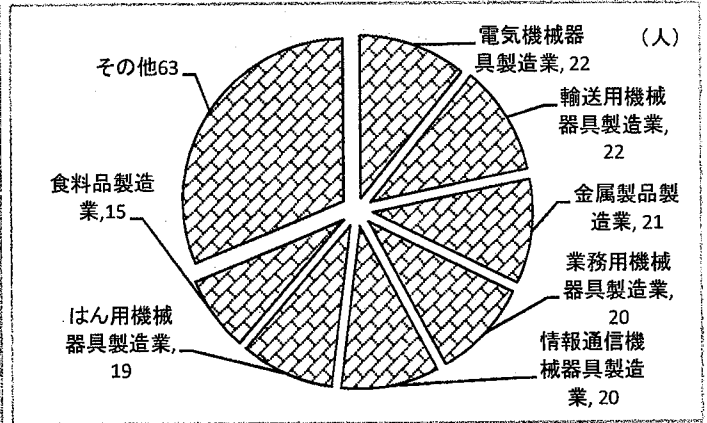
6月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が202人と最も多く、全体の29.2%を占めており、次いで建設業、医療・福祉、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、電気機械器具製造業と輸送用機械器具製造業が22人ずつと、製造業全体の21.8%を占めており、次いで、金属製品製造業、業務用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業となっています。(表5)

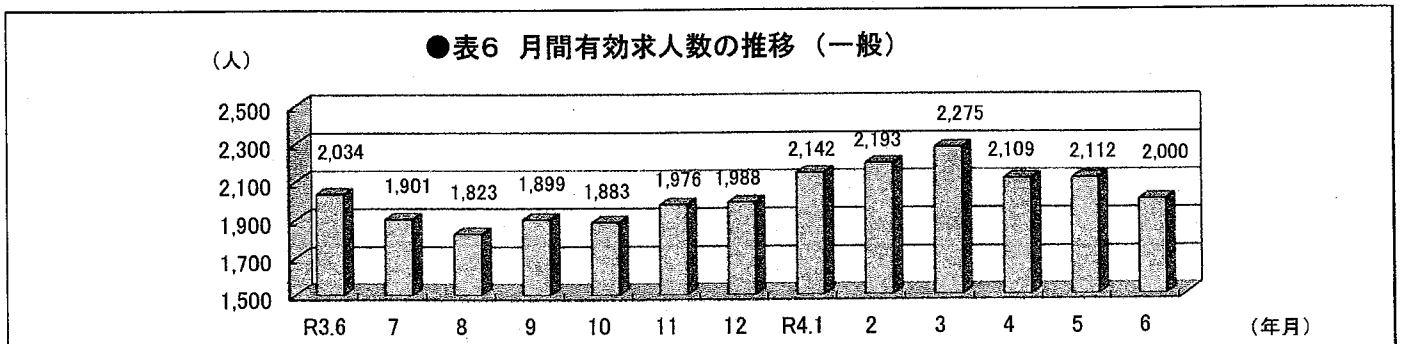
●表4 新規求人数の産業別内訳(6月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(6月)



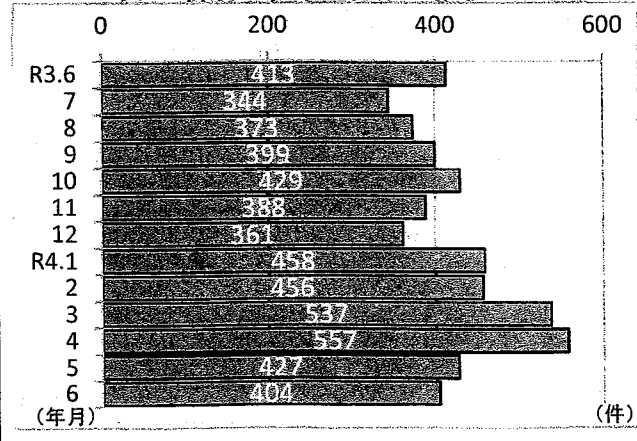
■月間有効求人数 2,000人(対前年同月比1.7%減、対前月比5.3%減)(表6)



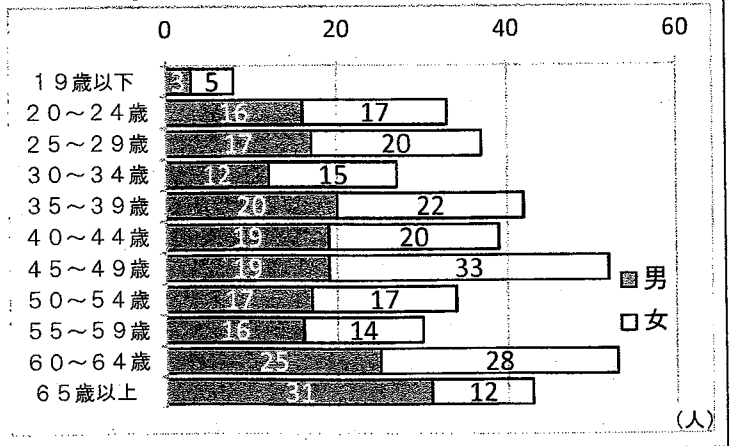
# 求職

■新規求職申込件数 404件(対前年同月比2.2%減、対前月比5.4%減)(表7)

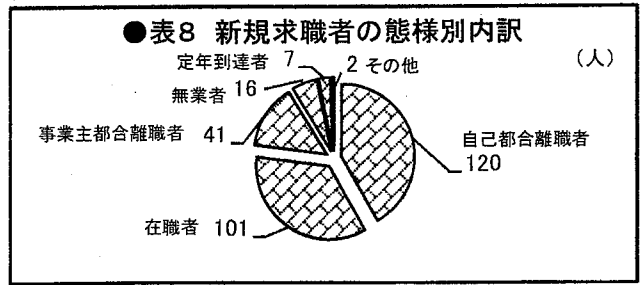
●表7 新規求職申込件数の推移(一般)



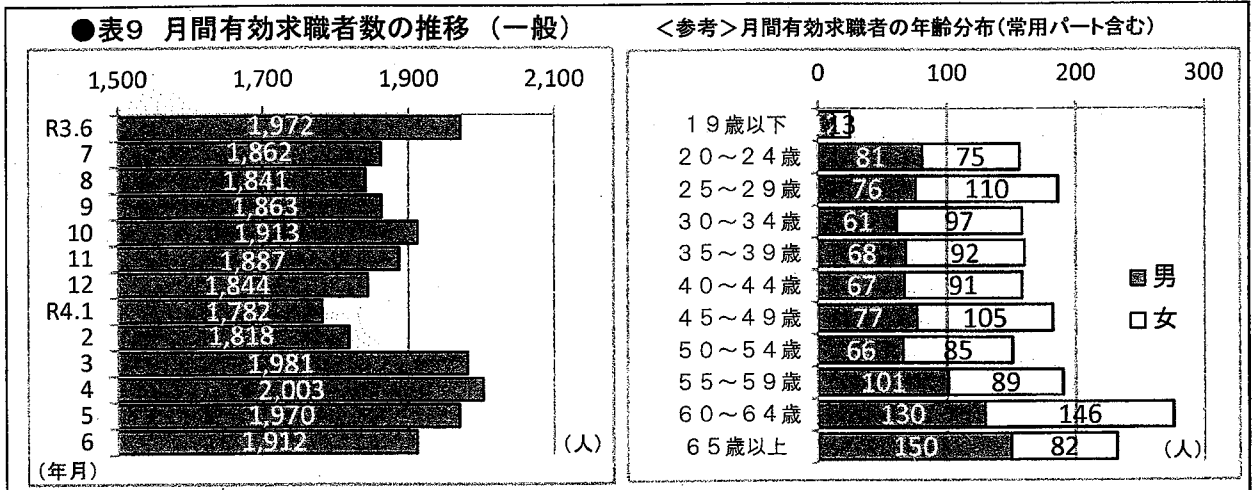
<参考>新規求職申込者の年齢分布(常用パート含む)



6月の新規求職申込件数287件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、自己都合離職者が120人と最も多く、全体の41.8%を占めており、次いで在職者(構成比35.2%)、事業主都合離職者(同14.3%)、無業者(同5.6%)、定年到達者(同2.4%)となっています。(表8)



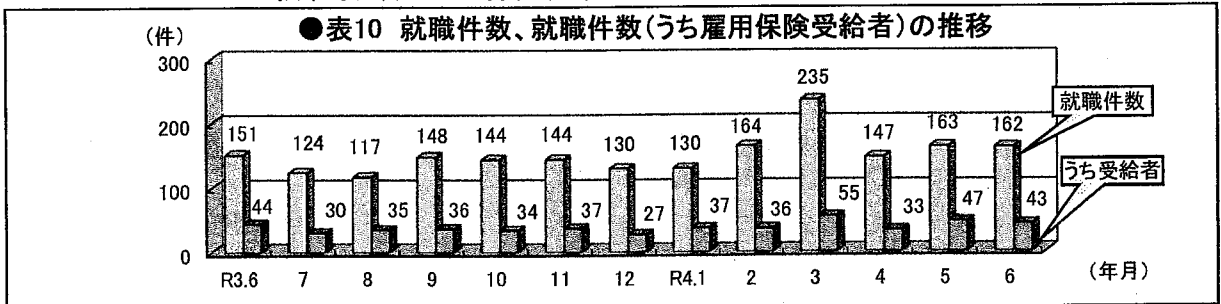
■月間有効求職者数 1,912人(対前年同月比3.0%減、対前月比2.9%減) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

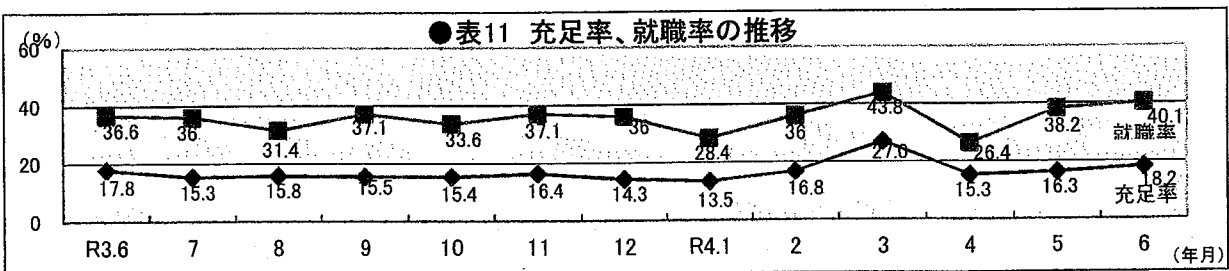
■就職件数 162件(対前年同月比7.3%増、対前月比0.6%減)  
 ■就職件数のうち保険受給者 43件(対前年同月比2.3%減、対前月比8.5%減)(表10)



充足率、就職率

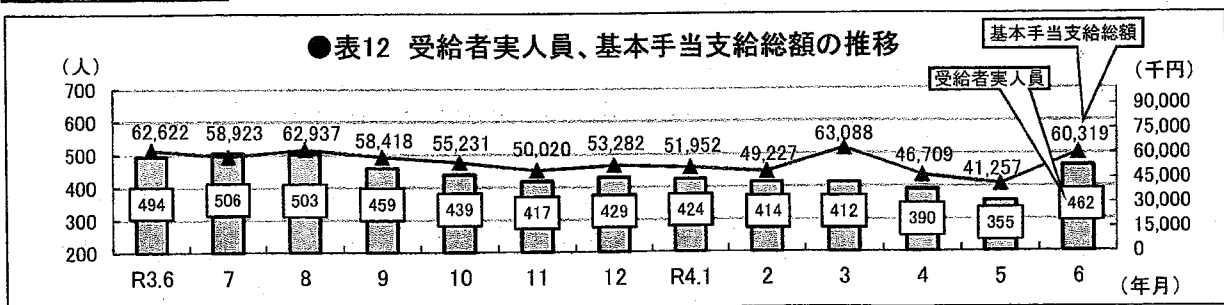
■充足率 18.2%(対前年同月比0.4ポイント上昇、対前月比1.9ポイント上昇)  
 ■就職率 40.1%(対前年同月比3.5ポイント上昇、対前月比1.9ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 462人(対前年同月比6.5%減、対前月比30.1%増)  
 ■雇用保険基本手当支給総額 60,319千円(対前年同月比3.7%減、対前月比46.2%増)(表12)



(事業主の方へ)

## 令和4年9月までの雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年6月30日を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は令和4年9月30日まで以下の通りとなります。

### 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和4年	
		1月・2月	3～9月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

### 解雇等の有無の確認について

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

### お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の都度、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

### その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

### 不正受給への対応を厳格化しています

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

- ・ 事業所名等の積極的な公表
- ・ 予告なしの現地調査
- ・ 返還請求 (ペナルティ付き)
- ・ 5年間の不支給措置
- ・ 捜査機関との連携強化

ご一報  
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

リーフレット



不正受給の対応を  
厳格化しています